

## 屋久島町結婚新生活支援事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、婚姻に伴う新生活の経済的な負担の軽減を図り、地域における少子化対策の強化に資することを目的に、住居費、リフォーム費用及び引越し費用に対し、こども家庭庁が所管する地域少子化対策重点推進交付金を財源の一部とし、予算の範囲内で屋久島町結婚新生活支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、屋久島町補助金等交付規則（平成19年屋久島町規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和5年3月1日から令和6年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦（再婚の場合を含む。以下同じ。）のいる世帯をいう。
- (2) 住居費 婚姻を機に町内で新たに住宅を購入するための費用（建物の購入費に限る。）、又は賃借する契約に関する費用のうち、賃料、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、生活保護による住宅扶助その他公的制度による家賃補助及び勤務先から住宅手当等（家賃、住宅購入費その他の住宅に係る経費に対する補助をいう。）が支給されている場合は、当該金額を除く。
- (3) 引越費用 婚姻を機に町内に引越しする際に要した費用のうち、引越し業者又は運送業者へ支払った費用をいう。ただし、不用品の処分費用、リース費用、引越し業者及び運搬業者でない者に運搬作業を依頼して支払った費用その他町長が適当でないと認めた費用については対象外とする。
- (4) リフォーム費用 婚姻を機に町内で新たに購入した住宅又は賃借する住宅の増築又は改築に要する施工業者へ支払った費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用のことをいう。ただし、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用その他町長が適当でないと認めた費用については対象外とする。

### (補助の対象期間)

第3条 補助の対象期間は、事業実施年度の4月1日から事業実施年度末とする。

(補助対象世帯)

第4条 補助の対象となる世帯は、次の第1号から第7号に掲げる全ての要件に該当するものとする。ただし、前年度に屋久島町結婚新生活支援事業による補助を受給した世帯で、補助上限額に達しなかった世帯も対象とする。

- (1) 婚姻時に夫婦ともに満39歳以下であること。
- (2) 次条により算出した世帯の所得が500万円未満であること。
- (3) 夫婦ともに、取得又は賃借した屋久島町内の住宅に現に居住し、その居住先が住民基本台帳に住所として記録されていること。
- (4) 夫婦のいずれもが町税等を滞納していないこと。
- (5) 夫婦のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員等でないこと。
- (6) 夫婦のいずれもが過去に地域少子化対策重点推進交付金による結婚新生活支援事業補助金(他自治体での補助を含む。)の交付を受けていないこと。
- (7) 補助金交付決定の日から、夫婦共に5年以上本町に定住する意思があること。

(世帯の所得の算出方法)

第5条 補助対象となる世帯の所得の算出方法は、婚姻日時点において最新年度の所得証明書をもとに夫婦の所得を合算した金額とする。ただし、貸与型奨学金(公的団体又は民間団体により、学生の修学又は生活のために貸与された資金をいう。)の返済を現に行っている場合は、世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額(所得証明書の期間と同一の当該奨学金の返済額)を控除するものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、住居費、引越費用及びリフォーム費用を合算した金額に相当する額とし、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める額を上限とする。

- (1) 婚姻時に夫婦ともに満29歳以下の世帯60万円
  - (2) 前号以外の世帯30万円
- 2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは当該端数を切り捨てるものとし、補助金の額が1,000円未満であるときは補助金を交付しないものとする。
- 3 第4条ただし書に該当する世帯の補助対象費は、前年度対象となった費用のうち、前年度中に受給することができなかった費用のみを対象とする。

(交付対象者の資格認定)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、屋

久島町結婚新生活支援事業資格認定申請書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に申請するものとする。

- (1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
  - (2) 世帯全員の住民票の写し
  - (3) 世帯全員の所得が分かる書類（所得証明書等）
  - (4) 貸与型奨学金の返済額が分かる書類（貸与型奨学金を返済している場合）
  - (5) 町税等の滞納がないことが分かる書類
  - (6) 定住に関する誓約書（別記第2号様式）
  - (7) その他町長が必要と認める書類
- 2 町長は、前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、資格認定をすることが適当であると認めるときは、屋久島町結婚新生活支援事業資格認定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。
- 3 町長は、第1項の規定による審査により、資格認定することが適当でないと認めるときは、屋久島町結婚新生活支援事業資格不認定通知書（別記第4号様式）により、申請者に通知するものとする。
- （補助金の交付申請）

第8条 前条の資格認定通知を受けた申請者は、屋久島町結婚新生活支援事業補助金交付申請書（別記第5号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

- (1) 住宅の売買契約書又は建築請負契約書の写し（住居費における購入の場合）
  - (2) 住宅の賃貸借契約書の写し（住居費における賃貸借の場合）
  - (3) 住宅のリフォーム契約書等の写し（リフォーム費用の場合）
  - (4) 住居費又はリフォーム費用に係る領収書の写し（該当するいずれか）
  - (5) 住宅手当支給証明書（別記第6号様式）（住宅手当を受給している場合）
  - (6) 引越しに係る領収書の写し（引越費用の場合）
  - (7) その他町長が必要と認める書類
- （補助金の交付決定）

第9条 町長は、前条の申請書を受理したときは、当該申請に係る審査をし、補助金を交付することが適当であると認めるときは、屋久島町結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書（別記第7号様式）により申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、前項の規定による審査により、補助金を交付することが適当でないと認めるときは、屋久島町結婚新生活支援事業補助金不交付決定通知書

(別記第8号様式)により、申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第10条 前条第1項の規定による補助金の交付決定を受けた申請者(以下「補助対象者」という。)は、同項の規定により補助金の交付決定を受けた内容に変更があった場合は、直ちに変更内容が確認できる書類を添えて、屋久島町結婚新生活支援事業補助金変更交付申請書(別記第9号様式)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請を承認するときは、屋久島町結婚新生活支援事業補助金変更交付決定通知書(別記第10号様式)により当該補助対象者に通知するものとする。

(実績報告等の省略)

第11条 規則第25条の規定により規則第14条の実績報告及び規則第15条に規定する補助金等の額の確定等の手続については省略する。

(補助金の請求)

第12条 補助対象者は、補助金の請求をしようとするときは、屋久島町結婚新生活支援事業補助金交付請求書(別記第11号様式)に結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書の写しを添えて、町長に請求しなければならない。

(補助金の交付)

第13条 町長は、前条の規定による補助金の請求が適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第14条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第4条第1項第2号から第7号までに掲げる要件に該当しなくなったとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか町長が必要と認めたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、屋久島町結婚新生活支援事業補助金交付決定取消通知書(別記第12号様式)により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 町長は、補助金の交付の決定を取消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、屋久島町結婚新生活支援事業補助金全部(一部)返還請求書(別記第13号様式)により、補助対象者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(調査)

第16条 町長は、補助金の交付前又は交付後に関わらず、必要があると認めるときは、補助対象者に対して、調査及び書類の提出（以下「調査等」という。）を求めることができる。

2 補助対象者は、前項の調査等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第7条関係）

年 月 日

屋久島町長 様

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

印

屋久島町結婚新生活支援事業資格認定申請書

屋久島町結婚新生活支援事業補助金の資格認定を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 婚姻日	年 月 日		
2 世帯氏名 <small>※年齢は年齢計算に関する法律及び民法に基づき、誕生日の前日に加算されます。</small>	申請者氏名		年 月 日 ( 歳)
	配偶者氏名		年 月 日 ( 歳)
3 所得金額	申請者氏名	所得金額	円
		貸与型奨学金の年間返済額	円
	配偶者氏名	所得金額	円
		貸与型奨学金の年間返済額	円
	合計所得金額 <small>※所得金額から貸与型奨学金の年間返済額を控除する。</small>		円
4 添付書類 <input type="checkbox"/> 該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> チェックを入れてください。	<input type="checkbox"/> 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 世帯全員の住民票の写し <input type="checkbox"/> 世帯員全員の所得が分かる書類（所得証明書等） <input type="checkbox"/> 貸与型奨学金の返済額が分かる書類（貸与型奨学金を返済している場合） <input type="checkbox"/> 町税等の滞納がないことが分かる書類 <input type="checkbox"/> 定住に関する誓約書（別記第2号様式） <input type="checkbox"/> 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの		

第2号様式（第7条関係）

屋久島町長 様

定住に関する誓約書

私は屋久島町の住民として集落に積極的に加入し地域の活性化に協力する意思を有しており、夫婦ともに取得又は賃借した屋久島町内の住宅に現に居住し、その居住先が住民基本台帳に住所として記録された日から5年以上定住の意思を持って居住します。

また、屋久島町結婚新生活支援事業補助金交付要綱第14条に該当し、交付決定を取り消した場合において、取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、屋久島町長が指定する金額を返還します。

年 月 日

住 所

申請者

配偶者

電話番号

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

様

屋久島町長



屋久島町結婚新生活支援事業資格認定通知書

年 月 日付けで申請があった、屋久島町結婚新生活支援事業資格認定については、屋久島町結婚新生活支援事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により資格認定をしたので、同項の規定により通知します。



第4号様式（第7条関係）

年 月 日

様

屋久島町長



屋久島町結婚新生活支援事業資格不認定通知書

年 月 日付けで申請があった、屋久島町結婚新生活支援事業資格認定については、屋久島町結婚新生活支援事業補助金交付要綱第7条第3項の規定により資格を不認定としたので、同項の規定により通知します。

年 月 日

屋久島町長 様

申請者 住 所  
氏 名 ⑩  
電話番号

屋久島町結婚新生活支援事業補助金交付申請書

屋久島町結婚新生活支援事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1	婚姻日	年 月 日	
2	世帯氏名 <small>※年齢は年齢計算に関する法律及び民法に基づき、誕生日の前日に加算されます。</small>	申請者氏名	年 月 日 ( 歳)
		配偶者氏名	年 月 日 ( 歳)
3	所得金額	申請者氏名	所得金額 円
			貸与型奨学金の年間返済額 円
	配偶者氏名	所得金額	円
		貸与型奨学金の年間返済額	円
		合計所得金額 <small>※所得金額から貸与型奨学金の年間返済額を控除する。</small>	円
4	費用内訳	住居費 (購入)	契約締結年月日 年 月 日
			契約金額(A) 円
	住居費 (賃貸)		契約締結年月日 年 月 日
		家賃(B)	月額 円
		住宅手当等(C)	月額 円
		実質家賃負担額(D) (B) - (C) × 支払月数	月額 円 × か月 円
		敷金(E)	円
		礼金(F)	円
		共益費(G)	円
		仲介手数料(H)	円
		他の公的制度による家賃補助等(I)	円
	住居費(賃貸)計(J) (A + D + E + F + G + H - I)	円	

(裏面に続く)

4 費用内訳	引越し	引越しを行った日	年 月 日
		費用 (K)	円
	リフォーム	契約締結年月日	年 月 日
		費用 (L)	円
合 計 (A+J+K+L)			円
5 補助申請額 (千円未満切捨て)			
※1 婚姻時に夫婦ともに満 29 歳以下の世帯 上限 60 万円			円
※2 ※1 以外の世帯 上限 30 万円			
6 添付書類	<input type="checkbox"/> 住宅の売買契約書又は建築請負契約書の写し (住居費における購入の場合) <input type="checkbox"/> 住宅の賃貸借契約書の写し (住居費における賃貸借の場合) <input checked="" type="checkbox"/> 該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> チェックを 入れてください。 <input type="checkbox"/> 住宅のリフォーム契約書等の写し (リフォーム費用の場合) <input type="checkbox"/> 住居費、リフォーム費用に係る領収書の写し (該当するいずれか) <input type="checkbox"/> 住宅手当支給証明書 (別記第 6 号様式) (住宅手当を受給している場合) <input type="checkbox"/> 引越しに係る領収書の写し (引越費用の場合) <input type="checkbox"/> 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの		

年 月 日

屋久島町長 様

(給与等の支払者)

所在地

名 称

氏 名

印

電話番号

## 住宅手当支給証明書

下記の者の住宅手当支給状況を次のとおり証明します。

### 1 対象者

住 所	
氏 名	

### 2 住宅手当支給状況

	(1) 支給している。 年 月 現在	住宅手当	月額	円
		その他 ( )	月額	円
		その他 ( )	月額	円
	(2) 支給していない。			

### 注意事項

- 1 住宅手当等とは、住宅に関して事業主が従業員に対し支給し、又は負担する全ての手当等の月額です。
- 2 住宅手当支給状況については、(1)、(2)のいずれかに○印を付けてください。
- 3 住宅手当を支給している場合は、直近の住宅手当月額を記入してください。
- 4 法人の場合は社印を、個人事業主の場合は代表者印を押印してください。

第 号  
年 月 日

様

屋久島町長



屋久島町結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった屋久島町結婚新生活支援事業補助金については、下記のとおり交付することに決定しましたので、屋久島町結婚新生活支援事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により通知します。

記

1 交付決定額 円

2 交付決定に付する条件

屋久島町結婚新生活支援事業補助金交付要綱第14条に該当することとなったときは、既に交付した補助金の一部または全部を返還すること。

第8号様式（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

屋久島町長



屋久島町結婚新生活支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった屋久島町結婚新生活支援事業補助金  
については、下記の理由により不交付と決定しましたので、屋久島町結婚新生活  
支援事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

1 不交付の理由

年 月 日

屋久島町長 様

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

印

屋久島町結婚新生活支援事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金について、申請事項を変更したいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1	婚姻日	年 月 日	
2	世帯氏名 <small>※年齢は年齢計算に関する法律及び民法に基づき、誕生日の前日に加算されます。</small>	申請者氏名	年 月 日 ( 歳)
		配偶者氏名	年 月 日 ( 歳)
3	所得金額	申請者氏名	所得金額 円
			貸与型奨学金の年間返済額 円
	配偶者氏名	所得金額	円
		貸与型奨学金の年間返済額	円
	合計所得金額 <small>※所得金額から貸与型奨学金の年間返済額を控除する。</small>		円
4	費用内訳	住居費 (購入)	契約締結年月日 年 月 日
			契約金額(A) 円
	住居費 (賃貸)		契約締結年月日 年 月 日
			家賃(B) 月額 円
			住宅手当等(C) 月額 円
			実質家賃負担額(D) (B) - (C) × 支払月数 月額 円 × か月 円
			敷金(E) 円
			礼金(F) 円
			共益費(G) 円
			仲介手数料(H) 円
	他の公的制度による家賃補助等(I) 円		
	住居費(賃貸)計(J) (A+D+E+F+G+H-I) 円		

(裏面に続く)

4 費用内訳	引越し	引越しを行った日	年 月 日
		費用 (K)	円
	リフォーム	契約締結年月日	年 月 日
		費用 (L)	円
合 計 (A+J+K+L)			円
5 補助金変更申請額 (千円未満切捨て)			円
6 交付決定額 (変更申請前)			円
7 添付書類	<input type="checkbox"/> 変更後の内容が分かる書類 <input type="checkbox"/> その他、町長が必要と認めるもの		



第 号  
年 月 日

様

屋久島町長



屋久島町結婚新生活支援事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更交付申請のあった屋久島町結婚新生活支援事業補助金については、下記のとおり交付することに決定しましたので、屋久島町結婚新生活支援事業補助金交付要綱第 10 条第 2 項の規定により通知します。

記

1 交付決定額 円  
(変更交付決定前交付決定額 円)

2 交付決定に付する条件

屋久島町結婚新生活支援事業補助金交付要綱第14条に該当することとなったときは、既に交付した補助金の一部または全部を返還すること。

年 月 日

屋久島町長 様

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

屋久島町結婚新生活支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった屋久島町結婚新生活支援事業補助金について、屋久島町結婚新生活支援事業補助金交付要綱第 12 条の規定により下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込みを希望する口座

金融機関名	銀行・金庫・組合・農協		
	支店・支所・出張所・代理店		
口座種類	普通・当座・貯蓄	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

※振込先を確認するため標記情報が記載された通帳のコピーを添付してください。

※希望する口座は原則申請者の本人のものに限ります。

第 号  
年 月 日

様

屋久島町長



屋久島町結婚新生活支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した屋久島町結婚新生活支援事業補助金については、下記理由により交付決定の全部（一部）を取り消したので、屋久島町結婚新生活支援事業補助金交付要綱第 14 条第 2 項の規定により通知します。

記

1	交付決定額（取消前）				円
2	取消額	<input type="checkbox"/> 全部			円
		<input type="checkbox"/> 一部	内訳 (費目)	住居費（購入）	円
				住居費（賃貸）	円
				引越し	円
リフォーム	円				
3	取消の理由				
4	交付決定額（取消後）				円

第 号  
年 月 日

様

屋久島町長



屋久島町結婚新生活支援事業補助金全部(一部)返還請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定の全部又は一部取り消しの通知を行った屋久島町結婚新生活支援事業補助金について、屋久島町結婚新生活支援事業補助金交付要綱第 15 条の規定に基づき、下記のとおり補助金の全部（一部）返還を請求します。

記

1 返還請求金額	円
2 交付決定額（取消前）	円
3 取消額	円
4 交付決定額（取消後）	円
5 既交付金額	円
6 取消の理由	